

## 土木工事現場必携(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

ページ	項目	旧文章(令和4年)	改定文章(令和5年4月1日一部改定)	備考																																																																												
0	表紙	令和4年4月版	令和5年4月版																																																																													
1 - 13	1-4 工事等の施行	<p>(5) 建設業法等による工事現場への掲示 建設業法等により、工事現場への掲示が必要な許可票等には、下表のものがある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>掲示するもの</th> <th>掲示場所</th> <th>対象工事等</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業の許可票 (元請のみ)</td> <td>公衆の見やすい場所</td> <td>全ての工事</td> <td>建設業法第40条 同法施行規則第25条</td> </tr> <tr> <td>施工体系図</td> <td>工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所</td> <td>下請負契約を締結した場合</td> <td>建設業法第24条の8 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条 標準仕様書第1編1-1-12第2項</td> </tr> <tr> <td>再下請負通知書の提出案内<sup>(1)</sup></td> <td>工事現場の下請負人が見やすい場所</td> <td>施工体制台帳作成対象の工事</td> <td>建設業法施行規則第14条の3第1項</td> </tr> <tr> <td>建設リサイクル法通知済ステッカー</td> <td>工事現場の標識など公衆の見やすい場所</td> <td>同ステッカーを監督員から受領した工事</td> <td>標準仕様書第1編1-1-21第7項</td> </tr> <tr> <td>労災保険関係成立票</td> <td>労働者の見やすい場所</td> <td>全ての工事</td> <td>労働者災害補償保険法施行規則第49条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条</td> </tr> <tr> <td>「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識</td> <td>工事現場または事業場内</td> <td>建設業退職金共済制度に該当する工事</td> <td>標準仕様書第1編1-1-49第5項</td> </tr> <tr> <td>作業主任者一覧表</td> <td>関係労働者の見やすい箇所</td> <td>作業主任者を選任しなければならない工事</td> <td>労働安全衛生規則第18条 作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を記載</td> </tr> <tr> <td>解体等工事の事前調査結果</td> <td>工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所</td> <td>建築物等の解体、改築、補修作業を伴う工事</td> <td>大気汚染防止法第18条の5 石綿障害予防規則第3条</td> </tr> </tbody> </table>	掲示するもの	掲示場所	対象工事等	摘 要	建設業の許可票 (元請のみ)	公衆の見やすい場所	全ての工事	建設業法第40条 同法施行規則第25条	施工体系図	工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所	下請負契約を締結した場合	建設業法第24条の8 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条 標準仕様書第1編1-1-12第2項	再下請負通知書の提出案内 <sup>(1)</sup>	工事現場の下請負人が見やすい場所	施工体制台帳作成対象の工事	建設業法施行規則第14条の3第1項	建設リサイクル法通知済ステッカー	工事現場の標識など公衆の見やすい場所	同ステッカーを監督員から受領した工事	標準仕様書第1編1-1-21第7項	労災保険関係成立票	労働者の見やすい場所	全ての工事	労働者災害補償保険法施行規則第49条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条	「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識	工事現場または事業場内	建設業退職金共済制度に該当する工事	標準仕様書第1編1-1-49第5項	作業主任者一覧表	関係労働者の見やすい箇所	作業主任者を選任しなければならない工事	労働安全衛生規則第18条 作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を記載	解体等工事の事前調査結果	工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所	建築物等の解体、改築、補修作業を伴う工事	大気汚染防止法第18条の5 石綿障害予防規則第3条	<p>(5) 建設業法等による工事現場への掲示 建設業法等により、工事現場への掲示が必要な許可票等には、下表のものがある。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>掲示するもの</th> <th>掲示場所</th> <th>対象工事等</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建設業の許可票 (元請のみ)</td> <td>公衆の見やすい場所</td> <td>全ての工事</td> <td>建設業法第40条 同法施行規則第25条</td> </tr> <tr> <td>施工体系図</td> <td>工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所</td> <td>下請負契約を締結した場合</td> <td>建設業法第24条の8 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条 標準仕様書第1編1-1-12第2項</td> </tr> <tr> <td>再下請負通知書の提出案内<sup>(1)</sup></td> <td>工事現場の下請負人が見やすい場所</td> <td>施工体制台帳作成対象の工事</td> <td>建設業法施行規則第14条の3第1項</td> </tr> <tr> <td>建設リサイクル法通知済ステッカー</td> <td>工事現場の標識など公衆の見やすい場所</td> <td>同ステッカーを監督員から受領した工事</td> <td>標準仕様書第1編1-1-21第7項</td> </tr> <tr> <td>再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書</td> <td>公衆の見やすい場所</td> <td>一定規模以上の指定副産物を搬出、および建設資材を搬入する工事 第2章2-2 7-2(12)参照</td> <td>資源の有効な利用の促進に関する法律 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条第4項 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条第4項</td> </tr> <tr> <td>労災保険関係成立票</td> <td>労働者の見やすい場所</td> <td>全ての工事</td> <td>労働者災害補償保険法施行規則第49条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条</td> </tr> <tr> <td>「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識</td> <td>工事現場または事業場内</td> <td>建設業退職金共済制度に該当する工事</td> <td>標準仕様書第1編1-1-49第6項</td> </tr> <tr> <td>作業主任者一覧表</td> <td>関係労働者の見やすい箇所</td> <td>作業主任者を選任しなければならない工事</td> <td>労働安全衛生規則第18条 作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を記載</td> </tr> <tr> <td>解体等工事の事前調査結果</td> <td>工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所</td> <td>建築物等の解体、改築、補修作業を伴う工事</td> <td>大気汚染防止法第18条の5<sup>15</sup> 石綿障害予防規則第3条</td> </tr> </tbody> </table>	掲示するもの	掲示場所	対象工事等	摘 要	建設業の許可票 (元請のみ)	公衆の見やすい場所	全ての工事	建設業法第40条 同法施行規則第25条	施工体系図	工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所	下請負契約を締結した場合	建設業法第24条の8 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条 標準仕様書第1編1-1-12第2項	再下請負通知書の提出案内 <sup>(1)</sup>	工事現場の下請負人が見やすい場所	施工体制台帳作成対象の工事	建設業法施行規則第14条の3第1項	建設リサイクル法通知済ステッカー	工事現場の標識など公衆の見やすい場所	同ステッカーを監督員から受領した工事	標準仕様書第1編1-1-21第7項	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	公衆の見やすい場所	一定規模以上の指定副産物を搬出、および建設資材を搬入する工事 第2章2-2 7-2(12)参照	資源の有効な利用の促進に関する法律 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条第4項 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条第4項	労災保険関係成立票	労働者の見やすい場所	全ての工事	労働者災害補償保険法施行規則第49条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条	「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識	工事現場または事業場内	建設業退職金共済制度に該当する工事	標準仕様書第1編1-1-49第6項	作業主任者一覧表	関係労働者の見やすい箇所	作業主任者を選任しなければならない工事	労働安全衛生規則第18条 作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を記載	解体等工事の事前調査結果	工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所	建築物等の解体、改築、補修作業を伴う工事	大気汚染防止法第18条の5 <sup>15</sup> 石綿障害予防規則第3条	
掲示するもの	掲示場所	対象工事等	摘 要																																																																													
建設業の許可票 (元請のみ)	公衆の見やすい場所	全ての工事	建設業法第40条 同法施行規則第25条																																																																													
施工体系図	工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所	下請負契約を締結した場合	建設業法第24条の8 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条 標準仕様書第1編1-1-12第2項																																																																													
再下請負通知書の提出案内 <sup>(1)</sup>	工事現場の下請負人が見やすい場所	施工体制台帳作成対象の工事	建設業法施行規則第14条の3第1項																																																																													
建設リサイクル法通知済ステッカー	工事現場の標識など公衆の見やすい場所	同ステッカーを監督員から受領した工事	標準仕様書第1編1-1-21第7項																																																																													
労災保険関係成立票	労働者の見やすい場所	全ての工事	労働者災害補償保険法施行規則第49条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条																																																																													
「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識	工事現場または事業場内	建設業退職金共済制度に該当する工事	標準仕様書第1編1-1-49第5項																																																																													
作業主任者一覧表	関係労働者の見やすい箇所	作業主任者を選任しなければならない工事	労働安全衛生規則第18条 作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を記載																																																																													
解体等工事の事前調査結果	工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所	建築物等の解体、改築、補修作業を伴う工事	大気汚染防止法第18条の5 石綿障害予防規則第3条																																																																													
掲示するもの	掲示場所	対象工事等	摘 要																																																																													
建設業の許可票 (元請のみ)	公衆の見やすい場所	全ての工事	建設業法第40条 同法施行規則第25条																																																																													
施工体系図	工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所	下請負契約を締結した場合	建設業法第24条の8 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第15条 標準仕様書第1編1-1-12第2項																																																																													
再下請負通知書の提出案内 <sup>(1)</sup>	工事現場の下請負人が見やすい場所	施工体制台帳作成対象の工事	建設業法施行規則第14条の3第1項																																																																													
建設リサイクル法通知済ステッカー	工事現場の標識など公衆の見やすい場所	同ステッカーを監督員から受領した工事	標準仕様書第1編1-1-21第7項																																																																													
再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	公衆の見やすい場所	一定規模以上の指定副産物を搬出、および建設資材を搬入する工事 第2章2-2 7-2(12)参照	資源の有効な利用の促進に関する法律 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第8条第4項 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令第7条第4項																																																																													
労災保険関係成立票	労働者の見やすい場所	全ての工事	労働者災害補償保険法施行規則第49条 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第77条																																																																													
「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識	工事現場または事業場内	建設業退職金共済制度に該当する工事	標準仕様書第1編1-1-49第6項																																																																													
作業主任者一覧表	関係労働者の見やすい箇所	作業主任者を選任しなければならない工事	労働安全衛生規則第18条 作業主任者の氏名及びその者に行なわせる事項を記載																																																																													
解体等工事の事前調査結果	工事関係者の見やすい場所及び公衆の見やすい場所	建築物等の解体、改築、補修作業を伴う工事	大気汚染防止法第18条の5 <sup>15</sup> 石綿障害予防規則第3条																																																																													
2 - 2	2-1 監督の流れ	2. 監督員はJACICからの登録確認メールにより登録内容の確認を行う。 (p. 2-17へ)	2. 監督員はコリンズからの登録確認メールにより登録内容の確認を行う。 (p. 2-16へ)																																																																													
2 - 16	2-2 書類作成の手引き	(1) 監督員は、JACICからの登録確認メールにより確認を行う。	(1) 監督員は、コリンズからの登録確認メールにより確認を行う。																																																																													
2 - 24	2-2 書類作成の手引き	(1) 請負者から発注者へ提出	(1) 請負者から発注者へ報告																																																																													
2 - 55	2-2 書類作成の手引き	表示板	標示板																																																																													

土木工事現場必携(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

ページ	項目	旧文章(令和4年)	改定文章(令和5年4月1日一部改定)	備考																																																																																																				
2 - 63	2-2 書類作成の手引き	<p>(工) 写真管理 写真管理基準に基づき撮影計画を作成する。 工事写真は、写真管理基準に基づき写真管理を行う。工事写真は、撮影目的を明確にし鮮明なものとする。特に、完成後不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう注意して撮影する。 また、電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「愛知県 デジタル写真管理情報基準(案)」によるものとし、代表写真の選定については監督員の承諾を得る。</p> <p>(作成例)</p> <table border="1"> <caption>写真管理一覧表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分・工種</th> <th colspan="2">写真管理項目</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度 (撮影時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共通写真</td> <td>着事前</td> <td>全景又は代表部分写真</td> <td>着事前1回〔着事前〕</td> </tr> <tr> <td>完成</td> <td>全景又は代表部分写真</td> <td>施工完了後1回〔完成後〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工事施工中</td> <td>全景又は代表部分の工事進捗状況</td> <td>月1回</td> <td>〔月末〕</td> <td>実施工程表に添付する</td> </tr> <tr> <td>指定機械</td> <td>機械側面の指定ラベル、標識の確認写真</td> <td>各指定機械毎に1回〔施工中〕</td> <td>排出ガス対策型 低騒音・低振動型</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">安全管理</td> <td>各種標識類の設置状況</td> <td>各種類毎に1回</td> <td>〔設置後〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各種保安施設の設置状況</td> <td>各種類毎に1回</td> <td>〔設置後〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通誘導員交通整理状況</td> <td>各1回</td> <td>〔作業中〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全訓練等の実施状況</td> <td>実施毎に1回</td> <td>〔実施中〕</td> <td>誘負者保管。提出不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用材料 (積みブロック) (鉄筋コンクリート管)</td> <td>形状寸法 配筋(コンクリート製品)</td> <td>各品目毎に1回</td> <td>〔使用前〕</td> <td>品質証明に添付する</td> </tr> <tr> <td>品質証明 (JISマーク表示) ※品質規格証明書に替えて品質証明資料とする場合</td> <td>各品目毎に1回</td> <td>〔使用前〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分・工種	写真管理項目		摘要	撮影項目	撮影頻度 (撮影時期)	共通写真	着事前	全景又は代表部分写真	着事前1回〔着事前〕	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回〔完成後〕	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回	〔月末〕	実施工程表に添付する	指定機械	機械側面の指定ラベル、標識の確認写真	各指定機械毎に1回〔施工中〕	排出ガス対策型 低騒音・低振動型	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回	〔設置後〕		各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回	〔設置後〕		交通誘導員交通整理状況	各1回	〔作業中〕		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回	〔実施中〕	誘負者保管。提出不要	使用材料 (積みブロック) (鉄筋コンクリート管)	形状寸法 配筋(コンクリート製品)	各品目毎に1回	〔使用前〕	品質証明に添付する	品質証明 (JISマーク表示) ※品質規格証明書に替えて品質証明資料とする場合	各品目毎に1回	〔使用前〕						<p>(工) 写真管理 写真管理基準に基づき撮影計画を作成する。 工事写真は、写真管理基準に基づき写真管理を行い、撮影目的を明確にし鮮明なものとする。特に、完成後不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう注意して撮影する。 また、電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、「愛知県 デジタル写真管理情報基準(案)」によるものとする。</p> <p>(作成例)</p> <table border="1"> <caption>写真管理一覧表</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分・工種</th> <th colspan="2">写真管理項目</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>撮影項目</th> <th>撮影頻度 (撮影時期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">共通写真</td> <td>着事前</td> <td>全景又は代表部分写真</td> <td>着事前1回〔着事前〕</td> </tr> <tr> <td>完成</td> <td>全景又は代表部分写真</td> <td>施工完了後1回〔完成後〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">工事施工中</td> <td>全景又は代表部分の工事進捗状況</td> <td>月1回</td> <td>〔月末〕</td> <td>実施工程表に添付する</td> </tr> <tr> <td>安全管理</td> <td>各種標識類の設置状況</td> <td>各種類毎に1回</td> <td>〔設置後〕</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">安全管理</td> <td>各種保安施設の設置状況</td> <td>各種類毎に1回</td> <td>〔設置後〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交通誘導員交通整理状況</td> <td>各1回</td> <td>〔作業中〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>安全訓練等の実施状況</td> <td>実施毎に1回</td> <td>〔実施中〕</td> <td>誘負者保管。提出不要</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">使用材料 (積みブロック) (鉄筋コンクリート管)</td> <td>形状寸法 配筋(コンクリート製品)</td> <td>各品目毎に1回</td> <td>〔使用前〕</td> <td>品質証明に添付する</td> </tr> <tr> <td>品質証明 (JISマーク表示) ※品質規格証明書に替えて品質証明資料とする場合</td> <td>各品目毎に1回</td> <td>〔使用前〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分・工種	写真管理項目		摘要	撮影項目	撮影頻度 (撮影時期)	共通写真	着事前	全景又は代表部分写真	着事前1回〔着事前〕	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回〔完成後〕	工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回	〔月末〕	実施工程表に添付する	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回	〔設置後〕	安全管理	各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回	〔設置後〕		交通誘導員交通整理状況	各1回	〔作業中〕		安全訓練等の実施状況	実施毎に1回	〔実施中〕	誘負者保管。提出不要	使用材料 (積みブロック) (鉄筋コンクリート管)	形状寸法 配筋(コンクリート製品)	各品目毎に1回	〔使用前〕	品質証明に添付する	品質証明 (JISマーク表示) ※品質規格証明書に替えて品質証明資料とする場合	各品目毎に1回	〔使用前〕						
区分・工種	写真管理項目			摘要																																																																																																				
	撮影項目	撮影頻度 (撮影時期)																																																																																																						
共通写真	着事前	全景又は代表部分写真	着事前1回〔着事前〕																																																																																																					
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回〔完成後〕																																																																																																					
工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回	〔月末〕	実施工程表に添付する																																																																																																				
	指定機械	機械側面の指定ラベル、標識の確認写真	各指定機械毎に1回〔施工中〕	排出ガス対策型 低騒音・低振動型																																																																																																				
安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回	〔設置後〕																																																																																																					
	各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回	〔設置後〕																																																																																																					
	交通誘導員交通整理状況	各1回	〔作業中〕																																																																																																					
	安全訓練等の実施状況	実施毎に1回	〔実施中〕	誘負者保管。提出不要																																																																																																				
使用材料 (積みブロック) (鉄筋コンクリート管)	形状寸法 配筋(コンクリート製品)	各品目毎に1回	〔使用前〕	品質証明に添付する																																																																																																				
	品質証明 (JISマーク表示) ※品質規格証明書に替えて品質証明資料とする場合	各品目毎に1回	〔使用前〕																																																																																																					
区分・工種	写真管理項目		摘要																																																																																																					
	撮影項目	撮影頻度 (撮影時期)																																																																																																						
共通写真	着事前	全景又は代表部分写真	着事前1回〔着事前〕																																																																																																					
	完成	全景又は代表部分写真	施工完了後1回〔完成後〕																																																																																																					
工事施工中	全景又は代表部分の工事進捗状況	月1回	〔月末〕	実施工程表に添付する																																																																																																				
	安全管理	各種標識類の設置状況	各種類毎に1回	〔設置後〕																																																																																																				
安全管理	各種保安施設の設置状況	各種類毎に1回	〔設置後〕																																																																																																					
	交通誘導員交通整理状況	各1回	〔作業中〕																																																																																																					
	安全訓練等の実施状況	実施毎に1回	〔実施中〕	誘負者保管。提出不要																																																																																																				
使用材料 (積みブロック) (鉄筋コンクリート管)	形状寸法 配筋(コンクリート製品)	各品目毎に1回	〔使用前〕	品質証明に添付する																																																																																																				
	品質証明 (JISマーク表示) ※品質規格証明書に替えて品質証明資料とする場合	各品目毎に1回	〔使用前〕																																																																																																					
2 - 64	2-2 書類作成の手引き	<p>(8) 緊急時の体制及び対応】 大雨、出水、強風等の異常気象時における作業現場の防災管理体制と災害発生時の対策及び作業現場内において事故発生又はその恐れがある場合の体制と対策等について記述するほか、緊急時の連絡系統、連絡方法も系統図で表示する。 また、南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発せられた場合の臨機の措置を記述するほか、作業員の緊急避難場所(避難経路を含む)を現場に明示する。</p>	<p>(8) 緊急時の体制及び対応】 大雨、出水、強風等の異常気象時における作業現場の防災管理体制と災害発生時の対策及び作業現場内において事故発生又はその恐れがある場合の体制と対策等について記述するほか、緊急時の連絡系統、連絡方法も系統図で表示する。 また、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合の臨機の措置を記述するほか、作業員の緊急避難場所(避難経路を含む)を現場に明示する。</p>																																																																																																					
2 - 65	2-2 書類作成の手引き	<p>(イ) 南海トラフ地震に関する情報(臨時)に伴う臨機の措置 南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発せられた場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、次の確認を行い、必要な保全措置を講じる。</p>	<p>(イ) 南海トラフ地震臨時情報に伴う臨機の措置 南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、次の確認を行い、必要な保全措置を講じる。</p>																																																																																																					
2 - 69	2-2 書類作成の手引き	<p>注) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、請負代金100万円以上のすべての工事で、(一財)日本情報総合センター(JACIC)が管理運営する「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」のCREDas機能により作成する。</p>	<p>注1) 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書は、請負代金100万円以上のすべての工事で、(一財)日本情報総合センター(JACIC)が管理運営する「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成する。</p>																																																																																																					

## 土木工事現場必携(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

ページ	項目	旧文章(令和4年)	改定文章(令和5年4月1日一部改定)	備考
2 - 69	2-2 書類作成の手引き	-	注2) 指定副産物(土砂500m <sup>3</sup> 以上、Co殻・As殻・建設発生木材の合計が200t以上)を搬出、または建設資材(土砂500m <sup>3</sup> 以上、碎石500t以上、加熱As混合物200t以上)を搬入する工事は、再生資源利用(促進)計画書を工事現場の公衆が見えやすい場所に掲示する。	
2 - 72	2-2 書類作成の手引き	施工体制台帳	施工体制台帳記載例 監理技術者補佐名の追記	
2 - 74	2-2 書類作成の手引き	作業員名簿	作業員名簿 作成例の追加	
2 - 76	2-2 書類作成の手引き	(5) 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示	(5) 工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示	
2 - 92	2-2 書類作成の手引き	<p>(5) 段階確認の流れは、図 12-1 のとおり。</p> <p style="text-align: center;">図 12-1 段階確認の流れ</p>	<p>(5) 段階確認の流れは、図 12-1 のとおり。</p> <p style="text-align: center;">図 12-1 段階確認の流れ</p>	
2 - 95	2-2 書類作成の手引き	<p>14. 履行報告 注意事項 (2) 報告は、工事着手の月から工事完了月の前月まで(例:3月20日工期の場合、2月末日までの実施工程表を3月5日までに報告するものが最終) ※ただし、最終月の報告については監督員との協議により省略することができる。</p>	<p>14. 履行報告 注意事項 (2) 報告は、工事着手の月から工事完了月の前月まで(例:3月20日工期の場合、2月末日までの実施工程表を3月5日までに報告するものが最終)</p>	
2 - 97	2-2 書類作成の手引き	<p>16-3. 事故報告書(記載例はp. 2-100 へ) (1) 監督員から建設総務課へ提出</p>	<p>16-3. 事故報告書(記載例はp. 2-100 へ) (1) 監督員から建設総務課へ報告</p>	

## 土木工事現場必携(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

ページ	項目	旧文章(令和4年)	改定文章(令和5年4月1日一部改定)	備考																																																														
2 - 102	2-2 書類作成の手引き	<p>20. 工事記録                      工事記録は具体的な作業内容の他に、安全活動として日々行うものは除き、定期的(月1回など)に行うもの、及び工事への影響が大きな事項として、変更通知、変更契約、工期変更(条件変更確認請求通知などは変更に対する経過書類であるため記載不要)を記載すること。また、工事完成時には、実施工程表を添付すること。                      なお、提出は電子データにより行うことを基本とする。</p> <p style="text-align: center;">工 事 記 録</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr> <td colspan="2">工事名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">路線等の名称</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">工事場所</td> <td>請負者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>月 日</td> <td>天候</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">作 業 内 容</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td colspan="2"> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td colspan="2"> </td> </tr> </table> <p>備考 具体的な作業内容の他に、安全活動として日々行うものは除き、定期的(月1回など)に行うもの、及び工事への影響が大きな事項として、変更通知、変更契約、工期変更(条件変更確認請求などは変更に対する経過書類であるため記載不要)を記載する</p>	工事名				路線等の名称				工事場所		請負者		月 日	天候	作 業 内 容														<p>20. 工事記録                      工事記録は、具体的な作業内容について日報等(任意様式)で記録すること。                      なお、監督員から請求があった場合には、直ちに提示すること。</p>																																			
工事名																																																																		
路線等の名称																																																																		
工事場所		請負者																																																																
月 日	天候	作 業 内 容																																																																
3 - 19	3-2 安全管理	<p>(3) 安全管理計画の作成・実施フロー                      (注)地震防災対策強化地域内外における工事にあつては、南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発せられた場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、必要な確認・保全措置を講ずるものとする。</p>	<p>(3) 安全管理計画の作成・実施フロー                      (注)地震防災対策強化地域内外における工事にあつては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、必要な確認・保全措置を講ずるものとする。</p>																																																															
3 - 23	3-3 施工管理表	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> <th>参考日当施工量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プレキャスト(1)桁製作工 プレキャスト橋製作工 プレキャスト橋組立工</td> <td rowspan="2">PC部-スラブ製作工 PC部-スラブ製作工 PC版桁製作工 PC版桁製作工 PC押出し箱桁製作工 PC版・橋組工</td> <td>プレストレス導入完了時 橋脚の作業完了時</td> <td>設計図書との対比</td> <td>一般:5%程度/総ヶブ数 重点:10%程度/総ヶブ数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プレストレス導入完了時 橋脚の作業完了時</td> <td>設計図書との対比</td> <td>一般:10%程度/総ヶブ数 重点:20%程度/総ヶブ数</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>PC鋼筋・鉄筋組立て完了時(工橋製作を除く)</td> <td>使用材料 設計図書との対比</td> <td>一般:20%程度/1構造物 重点:50%程度/1構造物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トンネル掘削工</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> <td>1回/土(岩)質の変化毎</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度	参考日当施工量	プレキャスト(1)桁製作工 プレキャスト橋製作工 プレキャスト橋組立工	PC部-スラブ製作工 PC部-スラブ製作工 PC版桁製作工 PC版桁製作工 PC押出し箱桁製作工 PC版・橋組工	プレストレス導入完了時 橋脚の作業完了時	設計図書との対比	一般:5%程度/総ヶブ数 重点:10%程度/総ヶブ数		プレストレス導入完了時 橋脚の作業完了時	設計図書との対比	一般:10%程度/総ヶブ数 重点:20%程度/総ヶブ数				PC鋼筋・鉄筋組立て完了時(工橋製作を除く)	使用材料 設計図書との対比	一般:20%程度/1構造物 重点:50%程度/1構造物		トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: small;"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>確認時期</th> <th>確認項目</th> <th>確認の程度</th> <th>参考日当施工量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">プレキャスト(1)桁製作工 プレキャスト橋製作工 プレキャスト橋組立工</td> <td rowspan="2">PC部-スラブ製作工 PC部-スラブ製作工 PC版桁製作工 PC版桁製作工 PC押出し箱桁製作工 PC版・橋組工</td> <td>プレストレス導入完了時 橋脚の作業完了時</td> <td>設計図書との対比</td> <td>一般:5%程度/総ヶブ数 重点:10%程度/総ヶブ数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>プレストレス導入完了時 橋脚の作業完了時</td> <td>設計図書との対比</td> <td>一般:10%程度/総ヶブ数 重点:20%程度/総ヶブ数</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>PC鋼筋・鉄筋組立て完了時(工場製作を除く)</td> <td>使用材料 設計図書との対比</td> <td>一般:20%程度/1構造物 重点:50%程度/1構造物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地覆工 橋梁用高欄工</td> <td></td> <td>既設組立て完了時</td> <td>設計図書との対比 かべの個数</td> <td>一般:20%程度/1構造物 重点:50%程度/1構造物</td> <td></td> </tr> <tr> <td>トンネル掘削工</td> <td></td> <td>土(岩)質の変化した時</td> <td>土(岩)質、変化位置</td> <td>1回/土(岩)質の変化毎</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度	参考日当施工量	プレキャスト(1)桁製作工 プレキャスト橋製作工 プレキャスト橋組立工	PC部-スラブ製作工 PC部-スラブ製作工 PC版桁製作工 PC版桁製作工 PC押出し箱桁製作工 PC版・橋組工	プレストレス導入完了時 橋脚の作業完了時	設計図書との対比	一般:5%程度/総ヶブ数 重点:10%程度/総ヶブ数		プレストレス導入完了時 橋脚の作業完了時	設計図書との対比	一般:10%程度/総ヶブ数 重点:20%程度/総ヶブ数				PC鋼筋・鉄筋組立て完了時(工場製作を除く)	使用材料 設計図書との対比	一般:20%程度/1構造物 重点:50%程度/1構造物		地覆工 橋梁用高欄工		既設組立て完了時	設計図書との対比 かべの個数	一般:20%程度/1構造物 重点:50%程度/1構造物		トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎		
種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度	参考日当施工量																																																													
プレキャスト(1)桁製作工 プレキャスト橋製作工 プレキャスト橋組立工	PC部-スラブ製作工 PC部-スラブ製作工 PC版桁製作工 PC版桁製作工 PC押出し箱桁製作工 PC版・橋組工	プレストレス導入完了時 橋脚の作業完了時	設計図書との対比	一般:5%程度/総ヶブ数 重点:10%程度/総ヶブ数																																																														
		プレストレス導入完了時 橋脚の作業完了時	設計図書との対比	一般:10%程度/総ヶブ数 重点:20%程度/総ヶブ数																																																														
		PC鋼筋・鉄筋組立て完了時(工橋製作を除く)	使用材料 設計図書との対比	一般:20%程度/1構造物 重点:50%程度/1構造物																																																														
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎																																																														
種別	細別	確認時期	確認項目	確認の程度	参考日当施工量																																																													
プレキャスト(1)桁製作工 プレキャスト橋製作工 プレキャスト橋組立工	PC部-スラブ製作工 PC部-スラブ製作工 PC版桁製作工 PC版桁製作工 PC押出し箱桁製作工 PC版・橋組工	プレストレス導入完了時 橋脚の作業完了時	設計図書との対比	一般:5%程度/総ヶブ数 重点:10%程度/総ヶブ数																																																														
		プレストレス導入完了時 橋脚の作業完了時	設計図書との対比	一般:10%程度/総ヶブ数 重点:20%程度/総ヶブ数																																																														
		PC鋼筋・鉄筋組立て完了時(工場製作を除く)	使用材料 設計図書との対比	一般:20%程度/1構造物 重点:50%程度/1構造物																																																														
地覆工 橋梁用高欄工		既設組立て完了時	設計図書との対比 かべの個数	一般:20%程度/1構造物 重点:50%程度/1構造物																																																														
トンネル掘削工		土(岩)質の変化した時	土(岩)質、変化位置	1回/土(岩)質の変化毎																																																														
3 - 56	3-3 施工管理表	銘板表示板	銘板標示板																																																															
3 - 65	3-3 施工管理表	留意事項 1 表示板の向き、角度、通り、傾斜	留意事項 1 標示板の向き、角度、通り、傾斜																																																															
4 - 2	4-5 検査の実施	(2)検査関係書類及び測定器具 完了検査時の書類検査 工事記録	(2)検査関係書類及び測定器具 完了検査時の書類検査 (削除)																																																															

## 土木工事現場必携(令和5年4月1日一部改定) 新旧対照表

ページ	項目	旧文章(令和4年)	改定文章(令和5年4月1日一部改定)	備考
5 - 1	5-2 建設リサイクル法関係様式	出典 平成14年5月29日付け14建総第159号「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う契約事務の手続きについて」 平成14年11月26日付け事務連絡「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う金額変更の伴わない特記事項の変更を含む変更契約事務処理について」 平成14年10月30日付け事務連絡「建設リサイクル法公共工事取扱内規(試行)について」	出典 平成14年5月29日付け14建総第159号「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う契約事務の手続きについて」 平成14年11月26日付け事務連絡「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に伴う金額変更の伴わない特記事項の変更を含む変更契約事務処理について」 平成22年3月1日付け事務連絡「公共工事に係る建設リサイクル法事務取扱要領」	
5 - 2	5-3 施工関係様式	工事記録	(削除)	
5 - 69	5-3 施工関係様式	工事記録様式	(削除)	
6 - 3	6-1 監理技術者制度運用マニュアル	令和2年9月30日 国不建第130号	令和4年12月23日 国不建第457号 ～資料差替～	
6 - 22	6-2 工事現場における現場代理人の常駐の取扱い	令和4年1月20日 3建企第466号 建設局長通知	令和4年12月15日 4建企第385号 建設局長通知 ～資料差替～	
6 - 37	6-4 土木工事監督要領	平成29年3月1日 28建企第508号 建設企画課長通知 令和4年4月1日 一部修正	平成29年3月1日 28建企第508号 建設企画課長通知 令和5年4月1日 一部修正 ～資料差替～	
6 - 58	6-6 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案)	表紙 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案) 第12版 令和4年4月1日一部改正	表紙 施工体制の適正化に向けての現場点検の手引き(案) 第14版 令和5年4月1日一部改正 ～資料差替～	
6 - 657	6-37 公的機関等一覧表	-	一般財団法人東海技術センター 本所・セントラルラボ 〒465-0021 名古屋市名東区猪子石二丁目710番地 電話 052-771-5161	
6 - 657	6-37 公的機関等一覧表	一般財団法人ベターリビング 名古屋試験分室 名古屋ラボ 〒458-0804 名古屋市緑区亀が洞1丁目101番地 電話 052-879-2151	一般財団法人ベターリビング 名古屋試験分室 (名古屋ラボ) 〒458-0804 名古屋市緑区亀が洞1丁目101番地 電話 052-879-2151	
6 - 657	6-37 公的機関等一覧表	インテックナレッジマネジメント株式会社 名古屋支店・試験センター 〒490-1115 あま市坂牧坂塩116 電話 052-442-530	インテックナレッジマネジメント株式会社 名古屋支社・試験センター 〒490-1115 あま市坂牧坂塩116 電話 052-442-530	
6 - 659	6-38 建設工事等検査要領,建設工事成績評定要領,建設工事成績評定結果閲覧要領,土木工事検査基準	建設工事等検査要領 令和4年3月1日 その他 令和3年4月1日 愛知県建設局 一部改定 電話 052-442-530	建設工事等検査要領 令和5年4月1日 土木工事検査基準 令和5年4月1日 その他 令和3年4月1日 愛知県建設局 一部改定 ～資料一部差替～	